

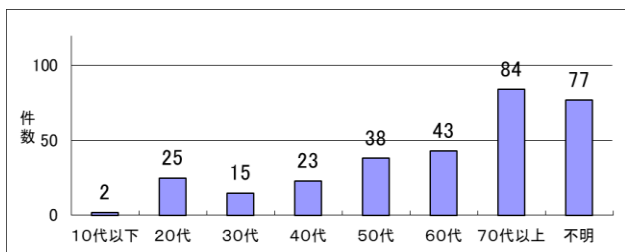
令和8年5月分の消費生活相談の概況

- 県消費生活センターで受けた5月の相談件数は、307件で〈表1〉のとおりです。前年同月(291件)と比べ、16件増加しました。
- 相談件数307件のうち、「不当請求」と判断される相談は10件で、前年同月(9件)と比べ、1件増加しました。
- 契約者の年代別相談件数は、〈図1〉のとおりです。70代以上が一番多く84件、以下60代が43件、50代が38件、20代が25件、40代が23件、30代以下が15件、10代が2件の順です。
- 相談の多かった商品・サービスは、〈表2〉のとおりです。第1位は「商品一般」で、以下「健康食品」、「不動産貸借」、「化粧品(全体)及び電気」となっています。

〈表1〉

区分	総相談件数		販売購入形態別相談件数										危害・危険(再掲)		不当請求(再掲)	
	件数	うち苦情相談	店舗購入	訪問販売	通信販売	マルチ・マルチマがい	電話勧誘販売	ネガティブ・オブション	訪問購入	その他無店舗	不明・無関係	危害	危険	うち架空請求		
5月	件数	307	299	37	14	106	3	23	0	5	0	119	1	2	10	7
	構成比(%)	100.0	97.4	12.1	4.6	34.5	1.0	7.5	0.0	1.6	0.0	38.7				
累計	件数	638	620	97	25	233	4	45	1	10	0	223	5	4	20	10
前年同月	件数	291	282	55	7	105	1	20	0	3	0	100	4	1	9	2

〈図1〉年代別相談件数



〈表2〉商品・サービス上位5品目

順位	商品名等	件数	主な内容
1	商品一般	52	特定できない商品(不審な電話や請求など)
2	健康食品	20	サプリメントの販売など
3	不動産貸借	16	アパートの退去費用など
4	化粧品(全体)、電気	各14	基礎化粧品の販売、電気の契約変更など

お知らせ

ネット検索で依頼したエアコン修理のトラブルに注意！

相談事例1

エアコンの冷風が出なくなり、ネットで検索した事業者に修理を依頼した。最初は冷媒ガスを交換したが直らなかったため、次に室外機の修理を行い、合計8万円支払ったが結局直らなかった。

事業者から「当社を通じて新しいエアコンを購入すれば8万円を差し引く」と言われたが、見積額が他社と比較しかなり高額のため、購入したくない。修理代を返金してほしい。

相談事例2

エアコンが水漏れしたため、ネットで検索した事業者に依頼し、修理代2万円を支払ったが水漏れは直らなかった。

再度事業者に見てもらったところ「別の箇所に問題がある。後で見積書を持参する」と言って、エアコンの配管カバーを持って行ったまま一ヶ月経過した。事業者に何度連絡しても応答がない。

消費者へのアドバイス

- ・本格的に気温が高くなる前に試運転をして、エアコンが故障していないか確認しましょう。
- ・低価格であることを強調する広告を鵜呑みにせず、作業前に故障原因、修理内容、修理費用等についてしっかり確認しましょう。
- ・事業者が帰る前に、エアコンが直ったことを一緒に確認しましょう。
- ・請求額や作業内容に納得できない場合は、その場で支払わず説明を求めましょう。
- ・急なエアコン故障に備えて、地域の電気工事店の情報など、日頃から信頼できる修理業者を探しておくで安心です。



困ったときは、消費者ホットライン
188(いやや)にご連絡ください。



消費者へのアドバイスは(独)国民生活センターHP「エアコン修理のトラブルに注意！ーネット広告で「安い」「即日対応」の業者に修理依頼したけど直ってない！ー」より一部抜粋し作成 https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20260603_1.html

県消費生活センターに来所し相談したい場合は、あらかじめ電話(025-285-4196)でご予約ください。

ホームページ <https://www.pref.niigata.lg.jp/site/shohiseikatsu/>